



平成 30 年度 藤沢市特別養護老人ホーム
整備・運営法人公募要項
(平成 31 年度～平成 32 年度整備事業)



平成 30 年 5 月 1 日
(平成 30 年 5 月 9 日変更)

藤沢市福祉健康部介護保険課

1. 公募の趣旨

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は、在宅生活が困難な方の生活の場として重要な役割を担っているところですが、平成29年10月1日現在において、本市には入所を待機する市民が643人（要介護3以上）いることから、第7期藤沢市介護保険事業計画においても、第6期に引き続き、特別養護老人ホームの整備を行います。

また、特別養護老人ホームの整備は、施設開設後のサービスの質を確保するため、及び、施設整備が補助金交付の対象となりうることから運営法人の選定の公平性・公正性を確保するため、公募により行います。

2. 募集内容

（1）募集施設の内容・規模

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設） 100床以内

※1 全室個室（10.65㎡以上）、ユニット型施設（1ユニットは10人以下）としてください。

※2 他の介護サービスの併設は求めません。（第6期まで求めていた短期入所生活介護事業所の併設についても、第7期については求めません。）

※3 介護サービス以外で、地域の介護・福祉の向上に貢献するための方策を盛り込んでください。

（2）募集区域

市内全域（市街化調整区域を除く。）

（3）整備スケジュール

- | | |
|--------------|---|
| ① 神奈川県との補助協議 | 平成30年9月頃 |
| ② 着工 | 平成31年度 |
| ③ 竣工 | 平成32年度 |
| ④ 運営開始 | 平成32年度（33年3月1日開設までとしますが、できるだけ早期の開設を望みます。） |

3. 応募資格

応募しようとする法人は、次の①から⑥までの項目を全て満たしている必要があります。

- ① 平成30年4月1日現在、特別養護老人ホーム等の介護保険事業所の運営実績が1年以上ある社会福祉法人であること。
- ② 高齢者福祉に高い見識と熱意を有するとともに、利用者ニーズにあった運営方針を持っていること。
- ③ 藤沢市の高齢者福祉施策を理解するとともに、地域福祉の推進と地域交流に積極的であること。
- ④ 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して健全で安定したサービスを提供できること。
- ⑤ 施設整備の予定地について所有権を有することもしくは取得が見込まれることまたは賃貸借契約の締結が確実であること。
- ⑥ 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

4. 応募の方法

応募しようとする法人は、電話予約の上、「5. 事前相談」の受付期間内に必要書類を持参して来庁し、事前相談を行ってください。郵送での提出はできません。

この事前相談に基づき、電話予約の上、「6. 公募申請」の受付期間内に来庁して申請してください。郵送での提出はできません。

※1 公募申請を行う場合は、必ず事前相談を行ってください。

※2 事前相談により提出された書類等及び相談内容に基づいて、必要と判断した場合は、関係官署、部署等に確認等を行い、明らかに施設整備が見込まれないものについては公募申請を受け付けないことがありますのであらかじめご了承ください。

※3 公募申請は、事前相談において提出した内容に基づいて行っていただくものとなります。整備予定地、整備床数の変更はできませんので、あらかじめご了承ください。

※4 事前相談、公募申請ともに、提出された書類の内容によっては、追加で書類等をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 事前相談

(1) 受付期間

平成30年5月10日（木）から6月21日（木）まで（土、日、祝日を除く。）

※受付時間は、午前8時30分から11時30分まで、及び、午後1時から4時30分まで

(2) 提出書類（正本1部、副本2部をご提出ください。）

- ① 平成30年度 藤沢市特別養護老人ホーム等整備・運営事業者公募事前相談票
 - ② 基本計画書
 - ③ 整備予定地の立地条件
 - ④ 整備予定地の地番・面積等
 - ⑤ 総事業費見積額及び財源計画
 - ⑥ 法人役員等一覧表
 - ⑦ 法人の決算報告書（直近3会計分）
 - ⑧ 社会福祉法人現況報告書（平成30年4月1日現在）
 - ⑨ 監査における改善報告書若しくは改善見込みについての内容・終了時期等を記載した書面（老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法に基づく過去の監査で指摘があったもの。県内の介護保険の指定事業所に関するものについて、直近5年のもの全て。県内に所在しない場合は、神奈川県に近い都道府県に所在する指定事業所のもの。）
 - ⑩ 整備予定地の取得についての計画書（取得についての見込みが分かるもの）
 - ⑪ 位置図、配置図、建設用地の写真
 - ⑫ 工程表（建設にかかるもの、及び、施設開設にかかるもの）
- ※1 ①から⑥までは、所定の様式（別添1）があります。
- ※2 後掲の「提出書類チェックシート」をご参照ください。
- ※3 事前相談の内容によって、他部署との調整等のため必要と認める書類がある場合は、別途書類提出をお願いする場合があります。
- ※4 提出書類は、提出書類チェックシートを表紙に付け、「事前相談」のマル数字のインデックスを付けた上で、1部ずつ、綴りひもで綴ってください。判型はA4判縦で統一してください。

6. 公募申請

(1) 受付期間

平成30年7月6日(金)から7月20日(金)まで(土、日、祝日を除く。)

※受付時間は、午前8時30分から11時30分まで、及び、午後1時から4時30分まで

(2) 提出書類(正本1部、副本8部をご提出ください。)

- (1) 平成30年度 藤沢市特別養護老人ホーム等整備・運営法人公募申請書
- (2) 基本計画書
- (3) 整備予定地の立地条件
- (4) 整備予定地の地番・面積等
- (5) 総事業費見積額及び財源計画
- (6) 施設運営の基本理念・運営方針等説明書
- (7) 職員採用計画書・開設準備計画書
- (8) 法人の沿革
- (9) 介護保険事業運営実績一覧表
- (10) 法人役員等一覧表
- (11) 理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等(施設整備計画及び本件公募に申請すること等に関する部分)
- (12) 開設者(代表者)経歴書
- (13) 管理者(施設長)予定者経歴書
- (14) 介護老人福祉施設の記入事項(運営している指定介護老人福祉施設(複数運営している場合は、直近に開設したもの。次号において同じ。)に関するもの)
- (15) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(運営している指定介護老人福祉施設に関するもの・5月、6月実績分)
- (16) 法人の決算報告書(直近3会計分)
- (17) 自己資金の残高証明書(申請日前2か月以内に発行されたもの)
- (18) 社会福祉法人現況報告書(平成30年4月1日現在)
- (19) 監査における改善報告書若しくは改善見込みについての内容・終了時期等を記載した書面(老人福祉法、社会福祉法及び介護保険法に基づく過去の監査で指摘があったもの。県内の介護保険の指定事業所に関するものについて、直近5年のもの全て。県内に所在しない場合は、神奈川県に近い都道府県に所在する指定事業所のもの。)
- (20) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書かつ履歴事項証明書)
- (21) 整備予定地の売買予約契約書の写しまたは賃貸借予約契約書の写し若しくはそれらに相当する書類(相手方の押印を原則とします。ただし、売主、貸主が公的機関の場合であって手続き上押印が難しい場合については、この限りではありません。)
- (22) 整備予定地の公図及び土地登記簿謄本
- (23) 位置図、配置図、平面図、立面図、建設用地の写真
- (24) 工程表(施設建設にかかるもの、及び、施設開設にかかるもの)
- (25) 近隣住民説明会議事録
- (26) 独立行政法人福祉医療機構確認書(福祉医療機構から借入れを行う場合。機構に整備法人として選定された場合に借入れを考えている旨を相談し、担当者から借

入れにあたってのコメントが記載されたものを交付してもらってください。)

- ※1 (1)から(15)までは、所定の様式(別添1)があります。
- ※2 後掲の「提出書類チェックシート」をご参照ください。
- ※3 各証明書は、正本に原本を、副本には写しを添付してください。
- ※4 提出書類は、提出書類チェックシートを表紙に付け、「公募申請」のカッコ数字のインデックスを付けた上で、1部ずつ、綴りひもで綴ってください。判型はA4判縦で統一してください。(既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可とします。)

7. 活用できる整備費補助等(予定)

(1) 神奈川県補助

① 老人福祉施設施設整備費補助金

施設整備費について、現行制度上では、神奈川県の「老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱」に基づき、定員1人(1床)当たり2,550千円を上限に、予算の範囲内において交付する制度となっています。ただし、選定法人は、補助協議作成の手引き等に基づき、別に指定される期日までに神奈川県知事との補助協議等が必要となります。

② 神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金

施設開設準備経費について、現行制度上では、「神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱」に基づき、定員1人当たり621千円を上限に、予算の範囲内で補助する制度となっています。

(2) 藤沢市補助

施設整備費に対する「藤沢市老人福祉施設施設整備費補助金」は、入所定員一人当たり2,000千円を予算の範囲内で補助する予定です。昨年度までの補助単価とは異なりますのでご了承ください。

- ※ なお、これらの補助制度は、見直されることもあります。
- ※ 補助金は、現時点において活用できる予定のものを掲載しています。実際に補助金の交付を受ける場合は、選定後、必要な時期に、各補助金要綱等に従った手続き等が必要となります。この公募において選定されたことによって、補助金の交付が確約されるものではありませんのでご了承ください。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

公募申請の受付終了後、藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会(平成30年7月下旬～8月上旬開催予定)において整備候補法人を選定します。

選定は、(1)書類審査(2)応募法人によるプレゼンテーション(3)質疑応答によって行います。

(2) 選定委員会の概要

- ① 名称 : 藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会
 - ② 開催時期 : 7月下旬～8月上旬
 - ③ 開催場所 : 藤沢市役所庁舎内
 - ④ 委員会構成(予定): 福祉健康部長、地域包括ケアシステム推進室長、福祉健康総務課長、介護保険課長、財務の専門家、福祉関係者
- ※開催日程については、決定次第、応募法人にお知らせいたします。
※プレゼンテーション時間帯については、公募申請受付期間終了後に、各応募法人に対して文書で通知します。

(3) 審査内容

- ① 書類審査
公募申請時の提出書類により、審査を行います。
- ② プレゼンテーション
指定時間に来庁していただき、選定委員会の場において整備計画について説明を行っていただきます。時間は、1法人あたり20分を予定しています。
プレゼンテーションの形式は問いません。必要な資料の配布や、プレゼンテーションソフト等を利用した説明を行っていただくことも可能です。(事前の申し出があれば、プロジェクター及びスクリーンを用意します。詳細は、選定委員会開催通知にてご案内いたします。)
なお、応募法人の出席者については、法人代表者、法人に属するこの公募にかかる施設整備の責任者又は管理者(施設長)予定者その他これらに準ずる方であって、応募する施設整備計画の内容を理解している方(複数名可)とします。
- ③ 質疑応答
提出書類及びプレゼンテーションの内容に関し、委員から質問があった場合は回答をお願いいたします。

(4) 審査にあたって重視する事項、評価基準

別紙「平成30年度藤沢市特別養護老人ホーム整備・運営法人審査基準」に基づき、主に次の事項を評価します。

- ① 介護職員等の人材確保についての考え方及び方策
- ② 職員体制についての考え方及び職員の質の向上のための方策
- ③ サービス提供についての考え方及びサービスの質の向上のための方策
- ④ 施設運営の管理体制について
- ⑤ 藤沢型地域包括ケアシステムにおける施設の位置づけ及び果たす役割

(5) 選定委員会後の流れ

- ① 選定結果の通知
選定結果は、全ての応募法人に対して、それぞれ文書によって通知します。
- ② 選定後の手続き
神奈川県との補助協議に向けて準備をすることとなります(例年によれば、平成30年9月ごろ)。
その後、平成31年度に補助金交付申請手続、入札手続、着工という流れになります。

9. 禁止事項と欠格事項等について

- (1) 藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会の審査前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。
- ① 委員会の委員に対し、この公募に関して、直接、間接を問わず連絡をとり、又は接触した場合
 - ② 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会の審査後に、次のいずれかに該当した場合、不適とします。
- ① 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ② 整備予定地の変更を行った場合
 - ③ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - ④ 応募資格（3. を参照）に適合していないことが判明した場合

10. 応募及び整備にあたっての遵守事項等

- (1) 応募及び整備にあたり遵守していただくこと

① 神奈川県協議方針との整合

施設整備計画は、この公募要項に明記しているもののほか、神奈川県が発出する「高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針（以下「協議方針」といいます。）」に従って計画してください。（公募要項に明記しているもので協議方針より厳しい条件としているものについては、公募要項を優先します。また、現時点では、平成30年度着工にかかる協議方針が発出されていますので、差しあたってはこの方針を参考とってください。この公募による整備年度に相当する平成31年度着工にかかる協議方針は今後発出予定となっており、最終的にはこちらに従っていただくこととなりますので、選定後に必要な計画変更をしていただく場合がありますことをご了承ください。）

なお、今回の公募においてショートステイの併設を求めておりません。この点、平成30年度着工にかかる協議方針の3ページ2（1）（キ）には、創設の場合はショートステイを併設することと記載されておりますが、地域の実情に応じてショートステイを併設しない場合については協議に影響がないことを神奈川県高齢福祉課に確認済みです。

② 神奈川県基準条例等との整合

施設は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年神奈川県条例第16号）及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年神奈川県条例第17号）に基づいて整備するとともに、長期的、安定的な運営体制を確立してください。なお、応募にあたり、建物、設備等にかかる疑義等がある場合は、神奈川県高齢福祉課（045-210-1111）へお問い合わせください。

③ 関係法令等の遵守

施設の建設計画の作成及び整備の実施にあたっては、計画建築部その他関係部局等と十分調整のうえ、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、藤沢市風致

地区条例、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等の関係法令等及び関係例規等に沿って行ってください。

④ 近隣住民への説明

施設整備計画について、近隣住民への事前説明会を必ず開催し、理解を求めてください。この場合においては、特別養護老人ホームの公募に応募するために行う説明会であることを明確に示すこととし、すでに選定されているかのような誤解を招かないような配慮をお願いいたします。なお、公募申請には説明会議事録等の添付が必要となります。

⑤ 人材確保の計画的な実施及び資金計画への反映

昨今、介護職員の確保については厳しさを増していることから、特に計画的に進めてください。具体的には、採用活動の開始時期、方法、これに充てる職員の数等についての開設に向けた工程表を計画段階から作成し、最低でも開設予定日3か月前からの職員の人件費を開設の準備経費として見込んでください。

⑥ 整備計画の確実な実施

選定された場合には、応募した整備計画の内容（建設計画、開設準備計画、開設後のサービスの質の確保、職員の質の確保、管理体制の確保等）について、施設整備、開設準備、開設後を通して遵守してください。特に、選定後に管理者（施設長）予定者等が変更となった場合等において、整備計画の内容を把握していないといったことが無いよう、法人内において徹底してください。ただし、ハード面における設計等について、神奈川県との協議に基づき軽微な変更を行うことについては可能です。

（2）その他の留意事項

- ① 応募された法人は、応募関係書類の提出をもって応募条件等の公募要項の内容を承諾したものとみなします。
- ② 応募された法人から提出された応募関係書類の著作権は、応募された法人に帰属します。
- ③ 応募関係書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、藤沢市は一切負担しないことについてご了承ください。
- ④ 応募関係書類は、如何なる理由を問わず返却いたしません。
- ⑤ 応募関係書類は、藤沢市情報公開条例に基づき開示されることがあります。
- ⑥ **応募の状況等に関する問い合わせは一切お答えできませんのでご了承ください。**
- ⑦ 応募関係書類提出後に応募を取り下げる場合は、申請取下書（※任意書式）を提出してください。
- ⑧ 選定は、介護保険法上の指定及び老人福祉法上の認可を確約しているものではありません。
- ⑨ 選定された法人は、選定後、神奈川県との協議が必要となります。

11. 公募～選定～着工までのスケジュール

平成30年4月25日(水)	広報ふじさわ4月25日号発行
平成30年5月1日(火)	藤沢市ホームページ掲載
平成30年5月10日(木) ～6月21日(木)	事前相談 受付期間
平成30年7月 6日(金) ～7月20日(金)	公募申請 受付期間
平成30年7月上旬 ～8月上旬	藤沢市特別養護老人ホーム運営法人等選定委員会
平成30年8月中旬	各応募法人に選定結果通知の発送・ 神奈川県との補助協議準備開始
平成30年9月頃	神奈川県との補助協議
平成31年度	神奈川県及び市への補助金申請等
	建設工事にかかる入札実施
	工事請負契約締結・着工
平成32年度	竣工・開設（開設は平成33年3月1日付けまで）

問い合わせ・予約・書類提出先

藤沢市福祉健康部介護保険課（藤沢市役所本庁舎2階）

総務・給付担当 新倉、森、^{たなむら}店村

電話 0466-25-1111（内線3141）

提出書類チェックシート

提出書類（所定の様式）			
様式	書類名（標題）	事前相談	公募申請
(a-1)	平成30年度藤沢市特別養護老人ホーム整備・運営法人公募事前相談票	①	
(a-2)	平成30年度藤沢市特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申請書		(1)
(b)	基本計画書	②	(2)
(c)	整備予定地の立地条件	③	(3)
(d)	整備予定地の地番・面積等	④	(4)
(e)	総事業費見積額及び財源計画	⑤	(5)
(f)	施設運営の基本理念・運営方針等説明書		(6)
(g)	職員採用計画書・開設準備計画書		(7)
(h)	法人の沿革		(8)
(i)	介護保険事業運営実績一覧表		(9)
(j)	法人役員等一覧表	⑥	(10)
(k)	理事会、役員会等の開催状況及びその議事内容等		(11)
(l)	開設者(代表者)経歴書		(12)
(m)	管理者(施設長)予定者経歴書		(13)
(n)	介護老人福祉施設の記入事項		(14)
(o)	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧(5月、6月実績分)		(15)

提出書類（書式の決まっていないもの）				
	書類名（標題）	備考	事前相談	公募申請
(p)	法人の決算報告書(直近3会計年分)	写し	⑦	(16)
(q)	自己資金の残高証明書(申請日から2か月以内のもの)	原本・写し		(17)
(r)	社会福祉法人現況報告書(平成30年4月1日現在)	写し	⑧	(18)
(s)	監査における改善報告書等(県内の介護保険の指定事業所に関するものについて、直近5年のもの全て。県内に所在しない場合は、神奈川県に近い都道府県に所在する指定事業所のもの)	写し	⑨	(19)
(t)	法人の登記事項証明書(全部事項証明書かつ履歴事項証明書)	原本・写し		(20)
(u-1)	整備予定地の取得についての計画書(取得についての見込みが分かるもの)		⑩	
(u-2)	整備予定地の売買予約契約書の写し又は賃貸借予約契約書の写し若しくはそれらに相当する書類	原本・写し		(21)
(v)	整備予定地の公図及び土地登記簿謄本	原本・写し		(22)
(w)	位置図、配置図、平面図、立面図、整備予定地の写真		⑪(位置図、配置図、写真のみ)	(23)
(x)	工程表(施設建設にかかるもの及び施設開設にかかるもの)		⑫	(24)
(y)	近隣住民事前説明会議事録			(25)
(z)	独立行政法人福祉医療機構確認書			(26)